

サイバーセキュリティについて（UN-R155 関係）

● 適用範囲

自動車（二輪自動車、側車付き二輪自動車及び三輪自動車）

● 改正概要

- 国連自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 193 回会合において、「サイバーセキュリティに係る協定規則（第 155 号）」の改訂が採択されたことを踏まえ、今般、国内基準の改正を行う。
- サイバーセキュリティ規制の対象車両に二輪自動車、側車付き二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。

● 改正時期（予定）

令和7年1月中旬

● 適用時期（予定）

新 型 車：令和11年7月

継続生産車：令和13年7月